

# 国際基督教大学学位規程

昭和 47 年 4 月 1 日施行  
昭和 50 年 11 月 1 日改正  
昭和 51 年 4 月 1 日改正  
昭和 53 年 4 月 1 日改正  
昭和 58 年 4 月 1 日改正  
昭和 59 年 4 月 1 日改正  
昭和 62 年 4 月 1 日改正  
昭和 63 年 4 月 1 日改正  
平成 4 年 3 月 1 日改正  
平成 19 年 4 月 1 日改正  
平成 20 年 4 月 1 日改正  
平成 22 年 4 月 1 日改正  
平成 24 年 4 月 1 日改正  
平成 26 年 4 月 1 日改正  
平成 27 年 4 月 1 日改正

## 国際基督教大学学位規程

### (目的)

第1条 この規程は、国際基督教大学学則および大学院学則に定めるもののほか、国際基督教大学（以下「本学」という）が授与する学位について必要な事項を定めることを目的とする。

### (学位の種類)

第2条 本学が授与する学位は、学士、修士および博士とする。

2 前項の学位には次の区分による専攻分野の名称を付記する。

#### (1) 学士

教養学部	学士（教養）
------	--------

#### (2) 修士および博士

アーツ・サイエンス研究科	博士（学術）
	修士（教育学）
	修士（行政学）
	修士（国際関係学）
	修士（社会文化分析）
	修士（メディアと言語）
	修士（公共経済学）
	修士（平和研究）
	修士（比較文化）
	修士（理学）

3 第1項の学位はすべて国際基督教大学と付記する。

### (学位授与の要件)

第3条 学士の学位は、本大学学則第66条に基づき教養学部の定める課程を修了した者に授与する。

第4条 修士の学位は、本大学院学則第39条に基づき博士前期課程を修了した者に授与する。

第5条 博士の学位は、本大学院学則第40条に基づき博士課程を修了した者に授与する。

2 博士の学位は、本学大学院博士課程を経ない者であっても博士論文を提出し、本大学院の行う博士論文の審査および試問に合格し、かつ本大学院博士課程を終えて学位を授与される者と同等以上の学識を有することが認定された場合に授与することができる。

3 本大学院の博士課程において、博士候補資格の認定を受け、所定の年限在学し、必要な研究指導を受けて退学した者が再入学しないで博士論文を提出する場合は、前項の規定による。

(学位論文の提出)

第6条 本規程第4条および第5条第1項により学位を請求する者の学位論文は、所定の期日までに大学院部長に提出しなければならない。

第7条 本規程第4条および第5条第1項により学位を請求する者の学位論文は、日本語または英語を用いるものとする。ただし、指導教授が適当と認めた場合は、大学院委員会の議を経て、日本語および英語以外の言語を用いることができる。

第8条 本規程第5条第2項により博士の学位を請求する者は、学位申請書(所定様式)に論文(3部)、論文の要旨(日・英両語3部ずつ)、研究業績一覧(所定様式により3通)、著書・論文(またはその写)、履歴書(所定様式により3通)、紹介状(博士後期課程の専任教員のもの)を添え、学長に提出するものとする。

第9条 前条の規定による学位論文の提出があったときは、その論文を審査すべき博士後期課程委員会は受理の可否について決定し、大学院部長を経て学長に報告するものとする。

2 前項の決定により受理を認めた場合、学長は本人にこれを通知し、別に定める論文審査料を納付させ、また審査論文等について、前条に規定する部数のほかに審査に必要な部数を追加して提出させるものとする。

3 審査のため必要があるときは論文の訳文、参考資料等を提出させることができる。

4 受理した学位論文、論文の要旨、研究業績一覧、履歴書、紹介状および論文審査料は返還しない。

5 第1項の決定により不受理とした場合、学長はただちにこれを本人に通知するものとする。

(修士および博士学位論文の審査)

第 10 条 修士および博士学位論文の審査は、審査委員会がおこなう。

- 2 審査委員会は、専攻委員会または博士後期課程委員会の推薦をもとに、大学院委員会の議を経て、大学院部長が委嘱する当該専攻の教員 3 名以上によって構成される。
- 3 大学院委員会が必要と認める場合には、前項に定める委員以外の本学の大学院もしくは他大学の教員、研究所の研究員等を審査委員に加えることができる。

(学識の確認)

第 11 条 本規程第 5 条第 2 項に規定する学識の認定は、論文の審査に先だって、前条に定める審査委員会が専攻分野および外国語について口頭または筆記により試験を行うものとする。

- 2 前項の外国語の試験に関しては、学位請求者があらかじめ選択した 2 カ国語についてこれを行う。ただし、当該審査委員会が認めたときは、1 カ国語を免除することがある。
- 3 当該審査委員会が、学位請求者の公表した従来業績その他の資料により、本規程第 5 条第 2 項に規定する学識を有すると認めたときは、大学院委員会の議を経て第 1 項の試験を免除することができる。
- 4 学位論文を受理した場合であっても、審査委員会が学位請求者について本規程第 5 条第 2 項に規定する学識がないと認めたときは、大学院委員会の審議と議決を経て、学長は論文の審査を省略し、学位授与の請求を却下することができる。

(最終試験)

第 12 条 本規程第 4 条により学位を請求する者の最終試験は、学位候補資格が認定され、所定の授業科目の単位を全履修科目の成績の平均点が 3.00 以上で得し、研究指導をうけ、学位論文を提出した者についておこなう。

- 2 本規程第 5 条第 1 項により学位を請求する者の最終試験は、学位候補資格が認定され、本大学院学則第 35 条に基づく指定の授業科目の単位を全履修科目の成績の平均点が 3.00 以上で修得し、研究指導をうけ、学位論文を提出した者についておこなう。
- 3 最終試験は学位論文を中心として第 10 条に定める審査委員会が、口頭または筆記によっておこなう。

第13条 本規程第5条第2項に基づく学位請求者について、審査委員会は、その研究成果の確認を目的として、当該論文の内容を中心とする試問をおこなう。

(合否の決定)

第14条 修士および博士の学位論文および最終試験または試問の合否は、審査委員会の提案に基づいて、大学院委員会の議を経て、学長が決定する。

2 前項の合否の決定には、大学院委員会の構成員の3分の2以上の出席を必要とし、出席委員の3分の2以上の賛成をもって合格とする。

(学位論文の審査、最終試験または試問の時期)

第15条 修士の学位論文の審査および最終試験は冬学期もしくは春学期におこなうものとする。その形式と日時は大学院部長が学内に公示する。

第16条 本規程第5条第1項に基づく博士の学位論文の審査および最終試験は原則として論文の提出より1年以内におこなうものとする。その形式と日時は大学院部長が学内に公示する。

第17条 本規程第5条第2項に基づく博士の学位論文の審査および試問は当該論文を受理してから、原則として1年以内におこなうものとする。

(評価)

第18条 修士論文および最終試験の評価は、A、B、C、Dをもって示し、A、B、Cを合格、Dを不合格とする。博士論文の審査委員会は論文の審査結果を文書により大学院委員会へ報告するものとする。博士論文の審査の評価、最終試験または試問の評価、および記録のための総合的评价はそれぞれA、B、C、Dをもって示し、A、B、Cを合格、Dを不合格とする。

(学位の授与)

第19条 修士および博士学位の授与は、大学院委員会の決定に基づき、大学院部長の報告により、学長がこれをおこなう。

第20条 博士の学位を授与したときは、これを授与した日から3カ月以内に、学長は文部大臣に所定の書式をもって報告し、本学の学位簿に登録するものとする。

(学位論文の公表)

第21条 本規程により博士の学位を授与したとき、本学は当該論文の内容の要旨および審

査結果の要旨を、学位授与の日から3ヵ月以内に、適当と認める方法によって公表するものとする。

第22条 本規程により博士の学位を授与された者は、その学位論文を学位を授与された日から1年以内にインターネットの利用により公表するものとする。ただしすでに公表した場合は、この限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由がある場合には、大学院委員会の議を経て、当該論文の全文に代えて、その内容を要約したものをインターネットの利用により公表することができる。この場合、大学院委員会は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 前項の規定により学位論文をインターネットの利用により公表するときには、国際基督教大学審査位論文であることを明記しなければならない。

(学位授与の取消)

第23条 学位を授与された者に、その名誉を汚す行為があったとき、または不正な方法によって学位を受けた事実が判明したときは、学長は学士学位については教授会、修士学位については専攻委員会、博士学位については博士後期課程委員会の審査にもとづく提案により、大学院委員会の議を経て、その学位を取消し、学位簿より削除し、かつその旨を公表する。

付 則

1 この規程は、昭和47年4月1日より適用する。

2 すでに本学大学院によって授与された修士の学位は本学位規程に基づき、授与されたものとみなす。

3 本規程施行期日以前に博士候補資格試験に合格したのものには、昭和39年4月1日に改定施行された国際基督教大学大学院学則を適用する。

4 この規程は、昭和47年4月1日より適用する。

5 この規程は、昭和50年11月1日より適用する。

6 この改正規程は、昭和51年4月1日より適用する。

- 7 この改正規程は、昭和 53 年 4 月 1 日より施行する。
- 8 この改正規程は、昭和 58 年 4 月 1 日より施行する。
- 9 この改正規程は、昭和 59 年 4 月 1 日より施行する。
- 10 この改正規程は、昭和 62 年 4 月 1 日より施行する。
- 11 この改正規程は、昭和 63 年 4 月 1 日より施行する。
- 12 この改正規程は、平成 4 年 3 月 1 日より施行する。
- 13 この改正規程の施行に伴い、昭和 59 年 6 月 5 日 ICU 決第 43 号国際基督教大学学位規程第 6 条第 3 項及び第 4 項の規定に基づく博士の学位を請求する者の取扱い内規は、廃止する。
- 14 この改正規程は、平成 19 年 4 月 1 日より施行する。
- 15 この改正規程は、平成 20 年 4 月 1 日より施行する。
- 16 この改正規程は、平成 22 年 4 月 1 日より施行する。  
ただし、平成 21 年度およびそれ以前に入学した者については、改正前の規程を適用する。
- 17 この改正規程は、平成 24 年 4 月 1 日より施行する。  
ただし、第 2 条第 2 項については平成 24 年度入学者から適用する。
- 18 この改正規程は、平成 26 年 4 月 1 日より施行する。
- 19 この改正規程は、平成 27 年 4 月 1 日より適用する。